平成２６年（フ）第５７４号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地２街区24棟304号
債務者　土本とも子こと　刈　　文香
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２３１号
埼玉県越谷市東越谷７丁目97番地
債務者　鈴木　一臣
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２３６号
埼玉県草加市清門町103番地５
債務者　萩原　利幸
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１５９号
静岡県裾野市佐野724番地の１　エルディムすずき101、前住所静岡県駿東郡小山町須走495番地の550
債務者　髙橋　文男
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１５３号
愛知県西尾市平坂町丸山１番地56、前住所愛知県西尾市鶴ケ崎町４番地33
債務者　石鞍　洋一
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１６６号
愛知県岡崎市森越町字吉原３番地　エスポワール里202、前住所愛知県岡崎市森越町字与治31番地９
債務者　井上　浩一
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１３６号
大阪府貝塚市畠中22―１、住民票上の住所和歌山県日高郡日高川町大字高津尾20番地２
債務者　大澤　喜樹
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１４２号
大阪府貝塚市麻生中1190番地セルティア東貝塚106号
債務者　山下　浩幸
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１４６号
大阪府泉南郡熊取町五門西４丁目700番地の10
債務者　山本智恵子
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１９５号
大阪府和泉市春木川町50番地の１
債務者　飯坂　真吏
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２４０号
大阪府泉大津市東豊中町３丁目14番14―308号、前住所大阪府和泉市伯太町１丁目７番12―402号
債務者　西野　大輔
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第８２号
札幌市清田区北野６条１丁目６番４号
債務者　斎藤貴志子
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４０号
札幌市白石区本郷通10丁目北１番27―703号
債務者　石坂　浩一
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４６７号
北海道恵庭市島松本町３丁目２番７―105号
債務者　渡辺　信洋
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５１１号
札幌市中央区南６条西７丁目１番地
債務者　清田　文江
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６４５号
札幌市豊平区美園１条５丁目２番１―606号
債務者　管澤　俊二
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７８６号
北海道恵庭市黄金北３丁目８番地10　シャトーグリーン103号
債務者　本多　春美（旧姓柄澤）
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８３７号
札幌市豊平区旭町３丁目３番32号　渡辺マンション１号
債務者　小野　綾香
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部